

## クレジットカード取引における利用者保護：その現状と課題

吉元, 利行

<https://doi.org/10.15017/1654632>

---

出版情報：九州大学, 2015, 博士（法学）, 課程博士  
バージョン：  
権利関係：全文ファイル公表済

氏名	吉元 利行			
論文名	クレジットカード取引における利用者保護——その現状と課題——			
論文調査委員	主査	九州大学	教授	七戸 克彦
	副査	九州大学	教授	五十川直行
	副査	九州大学	教授	赤松 秀岳
	副査	九州大学	教授	田中 教雄

## 論文審査の結果の要旨

### 【本論文の内容】

吉元利行氏の論文「クレジットカード取引における利用者保護——その現状と課題——」は、30字×30字の用紙で全476頁、字数にして51万0,228字に及ぶ大作であり、その構成は、次のようになっている。

序章	1頁～14頁
第1章 わが国におけるクレジットカード取引	15頁～64頁
第2章 イギリス消費者信用法75条とクレジットカード取引	65頁～208頁
第3章 アメリカのクレジットカード取引における利用者保護の仕組み	209頁～299頁
第4章 多数当事者型クレジットカード取引の問題点と課題	300頁～466頁
終章	467頁～476頁

以下、本論文の章立てに沿って、その内容を概観する。

### 「序章」

本論文の「序章」では、まず、(1) 今日のがわ国におけるクレジットカード取引の現状と、(2) 利用者保護をめぐる問題点が提示された後、(3) とくにイギリスおよびアメリカにおけるクレジットカード取引の利用者保護の立法ならびに判例のほか、VISA、MasterCardといった国際ブランドの規約等に関する検討を通じて、両国と同様「多数当事者型」のクレジットカード取引が主流となっている日本において、関係当事者にどのような内容の義務ないし責任を分配させることが公平・妥当か、という視点から検討を行う旨が提示される。

### 「第1章 わが国におけるクレジットカード取引」

序章で提示した問題意識を受けて、第1章では、わが国におけるクレジットカード取引の歴史と現状および現在の利用者保護法制の抱える欠陥部分の検討が行われる。

- (1) 本章では、まず、第1節において、クレジットカード取引の各類型——「二当事者型」「三当事者型」「多数当事者型」——に関する一般的な説明を行った後、カード取引の構造理解に関する学説が、かつての「二当事者型」ないし「三当事者型」の説明に適合的な「複合契約」論から、今日主流となっている「多数当事者型」の説明に適した「多角的契約」論へと移行しつつある現状が紹介される。
- (2) 続く第2節において、著者は、「二当事者型」から「三当事者型」を経て今日の「多数当事者型」へと進化したクレジットカード取引に対して、わが国の法制度がどのように対応してきたかを歴史的に追跡し、現行割賦販売法の規定は、今日のクレジットカード取引には、も

はや適格的ではない、と結論づける。

第 1 の問題は、割賦販売法それ自体の適用範囲の狭さであって、同法は、その法律名が示すとおり、支払方法が 1 回払いの場合には適用されないほか、海外取引についても適用がない。しかしながら、今日主流となっている VISA、MasterCard といった国際カードは、海外での利用あるいは海外の業者との間のインターネット取引等に関して最大の利便性を発揮するところ、これら国際ブランドのカードは、基本的には 1 回払であることから、割賦販売法の適用がない。

第 2 に、仮に割賦販売法の適用を受けたとしても、現行の「支払停止の抗弁」の制度は、今日主流となっている「多数当事者型」クレジットカード取引に対する規制方法として、妥当視し得ない。というのも、この制度は、①売主と与信業者間の密接な関係が「三当事者型」カード取引にも認められること（密接関連性）、また、②与信業者による分割払いを売主が提示すること通じて買主の商品購入を誘引したこと（誘因性）を根拠に正当化されるものであった。しかしながら、今日のクレジットカード取引では、カード発行会社（Issuer）と加盟店管理会社（Acquirer）が分化し、さらに、その中間に VISA、MasterCard といった独立のブランド保有者（Brand Holder）が介在する形態——「三当事者型」時代のカード会社の機能が三分割された形態——へと変貌しており、このような「多数当事者型」のカード取引においては、カード発行会社自らが加盟店管理を行っていることを前提とする、割賦販売法の「支払停止の抗弁」の制度を正当化することが困難である。

## 「第 2 章 イギリス消費者信用法 75 条とクレジットカード取引」

続く第 2 章では、上記のようなわが国の割賦販売法の適用範囲ならびに利用者保護規定の欠陥との対比において、イギリスにおけるクレジットカード取引の利用者保護法制と、その運用実態の検討が行われる。

- (1) イギリスにおけるカード利用者の保護は、1974 年消費者信用法の 75 条の規定を通じて行われる。そこで、本章では、まず、イギリスにおける消費者信用の歴史と、1974 年消費者信用法の成立経緯が検討される。

イギリスでは、18 世紀後半以来、《hire-purchase》なる取引形態が、消費者信用の主流となっていた。これは、貸金業法の規制を回避するため、商品売買の代金につき金融業者が融資をする法形式に代えて、金融業者（Creditor）が商品を供給者（Supplier）から買い取ったうえ債務者（Debtor）に賃貸し、賃料名目の債務の完済時に商品買取りの選択権を賃借人名目の買主である債務者（D）に付与するもので、これを規制する種々の立法の後、1974 年消費者信用法の成立を見ることとなる。同法における消費者保護の手法は、《hire-purchase》の実質的な買主である債務者（D）と売主である供給者（S）および売買代金を融資した金融業者（C）の三者間の法律関係を、特殊な三面契約（「Debtor-Creditor-Supplier 契約」）と構成し、供給者（S）の行った「不実表示」および「契約違反」に関して、金融業者（C）にも共同責任を負わせるものである（消費者信用法 75 条）。

そして、同規定は、当時普及の途上にあつたクレジットカード取引にも適用されることとなった。

- (2) 以上のようにして、1974 年消費者信用法の立法経緯ならびに同法 75 条の法構造が明らかにされた後、同条の実際の運用状況に関する検討が、裁判例および金融オンブズマン機構の裁定例を通じて行われる。そこから得られた知見は、以下のようなものである。

第 1 に、消費者信用法 75 条の要件に関していえば、金融業者（C）が、債務者（D）と供給者（S）の商品供給契約の詳細について知らない場合であっても、広く共同責任を肯定

する傾向にある。

第 2 に、効果面に関しては、損害賠償の対象が、信頼利益だけでなく、逸失利益や迷惑料等にも及んでおり、また、賠償額に制限がないため、金融業者（C）が信用供与額をはるかに超える賠償責任を負うケースもある。

第 3 に、同条の適用範囲についていえば、供給者（S）が海外の店舗で、債務者（D）が現地にてクレジットカード決済した場合にも、イギリスのカード発行会社（C）が、75 条の共同責任を負うとされている。

- (3) 以上のような消費者信用法 75 条の運用状況は、カード発行会社（C）にとってきわめて過酷であるが、これは、同条の規定する共同責任という法律構成が、「三当事者型」であるところの《hire-purchase》を念頭に置くものだからである。

そのため、消費者信用法 75 条と同様の共同責任を規定した立法例は、EU 諸国内には存在していない。一方、イギリスにおいても、消費者信用法 75 条の適用のないデビットカード取引が拡大し、クレジットカード取引は頭打ちの傾向にある。

### 「第 3 章 アメリカのクレジットカード取引における利用者保護の仕組み」

続いて、第 3 章では、今日のクレジットカード取引の発祥の地であるアメリカにおける、カード利用者保護の内容が検討される。

- (1) アメリカにおけるクレジットカード取引の歴史は、商品の売主が売買代金につき信用供与をする際の便宜のために発行した身元確認証に始まった（「二当事者型」）。

その後、複数の小売店と契約して消費者への掛売りを仲介する業者が登場し、消費者は、販売店ごとのカードを持たなくても、仲介業者発行のカードを提示すれば、仲介業者と加盟店契約を結んだ販売店において、信用取引ができるようになった（「三当事者型」）。

その後、この分野には、銀行が積極的に参入するようになったが、業法との関係で、銀行とは別個のカード会社が設立されることとなり、それが、バンク・オブ・アメリカの Visa カードと、これに対抗する銀行グループの MasterCard へと発展する（「四当事者型」）。

- (2) 一方、アメリカの消費者保護は、1950 年代より前は、判例法および州法のレベルで図られていたにすぎなかった。なお、連邦法である 1951 年統一商事法典は、事業者間の取引だけではなく、消費者との間の取引にも適用されたが、しかし、同法典における買主保護の規定は、基本的に事業者向けであるため、一般消費者の保護が薄かった。

その後、1960 年代に入ると、州法のレベルで、割賦販売の利用者に人的抗弁の接続を認める立法が制定されるようになるが、保護の内容は、各州法によって異なっており、普及しつつあるクレジットカード取引に未対応の州法もあるなど、手当ては不十分であった。

- (3) こうした不都合を解消する目的で、1968 年、合衆国内に統一的に適用されるどころの連邦法として、貸付真実法と統一消費者信用法典の二法が成立した。

なお、このうちの貸付真実法は、その後、1972 年消費者信用保護法の第 1 編に組み込まれたが、同法は、クレジットカードの利用者に対して、二つの救済手段を認めた。①その 1 は、誤請求に対する支払停止の抗弁の制度であり、これはすべてのカード取引に適用される。②その 2 は、オープンエンド信用プラン（反復継続型の信用取引）のカードの利用者について認められる保護であって、このカードの利用者は、販売店に対して有するすべての請求権ならびに抗弁権を、カード発行会社に対しても主張できるとするものである。

- (4) 一方、同法の運用状況については、裁判例の検討から、以下のような知見が得られた。

第 1 に、貸付信用法が適用される商品は「消費性商品」に限られるが、いかなる商品が「消費性商品」に該当するかに関しては、カード利用者には有利な判断が下されている。

第 2 に、①誤請求に対する支払停止の抗弁、②販売店に対する請求と抗弁のカード会社への接続の要件として、カード利用者に求められている一定の手続を、利用者が履践しているか否かの判断に関しても、やはりカード利用者に有利な判断が下されている。

第 3 に、上記②請求と抗弁のカード会社への接続に関する規定は、取引場所がカード利用者の住所と同一の州内かあるいは 100 マイル以内でなければ適用されないが、この距離的な制限に関しては、比較的厳格な解釈・運用が行われている。

今日の主流である「多数当事者型」のクレジットカード取引においては、州際取引・国際取引が当然に考えられる。にもかかわらず、上記のような距離的制限が維持されている理由は、Visa、MasterCard といった国際ブランドの定めたチャージ・バックの制度——カード発行会社 (Issuer) が、販売店の取引の不正等が認められる場合 (多くはカード利用者の申立てにより判明する)、加盟店管理会社 (Acquirer) 経由で販売店の請求を差し戻し、あるいは加盟店管理会社に代金返還を求める制度——が、有効に機能している点に求められる。

#### 「第 4 章 多数当事者型クレジットカード取引の問題点と課題」

以上のイギリスおよびアメリカにおけるクレジットカード利用者保護との対比において、第 4 章では、日本において、カード利用者保護のために用いられる法制度であるところの割賦販売法の「支払停止の抗弁」の制度につき、その問題点の検討が行われる。

- (1) 第 2 章で見たように、割賦販売法の「支払停止の抗弁」の制度は、①商品の売主と信用供与者の間の「密接関連性」、ならびに、②信用供与が商品購入に対して有する「誘因性」を根拠に認められたものであったが、しかしながら、このうちの①「密接関連性」は、カードの発行者 (Issuer) とカードのブランド保有者 (Brand Holder) と加盟店管理者 (Acquirer) が同一人 (同一会社) である場合——すなわち「三当事者型」の場合——には認定できるが、別人 (別会社) に機能分化している場合——すなわち四当事者以上の「多数当事者型」の場合——には認定できない。現在わが国で普及しているクレジットカードのうち、JCB は、ブランド保有者であって、かつカード発行と加盟店管理を直接行っているので (「三当事者型」)、「密接関連性」が肯定され、割賦販売法の「支払停止の抗弁」の適用は妥当視される。だが、これに対して、Visa、MasterCard にあっては、ブランド保有者とカード発行者と加盟店管理者が異なっていることから、割賦販売法の「支払停止の抗弁」制度の基礎となっている「密接関連性」が認められない。
- (2) 一方、カード発行会社が利用者との間に締結している「カード会員規約」の内容は、かつての「三当事者型」の時代においては、債権譲渡方式と立替払方式の 2 種類が存在していたが、今日では、原則立替払であるが一部例外的に債権譲渡とするものや、立替払と債権譲渡を併用するもののほか、カード発行会社の包括的な権利取得を規定するものなど多様化しており、その結果、カード利用者の販売店に対する抗弁を、カード発行会社に対抗する法律構成に関しても、債権譲渡あるいは立替払といった、単一の法形式を念頭に考えることが困難になっている。
- (3) さらに、割賦販売法そのものの適用に関しても、1 回払が中心の国際ブランドについては、同法の適用はない。また、後日リボルビング払に変更される取引 (いわゆる「あとリボ払」) についても、割賦販売法の適用はないと考える。「あとリボ払」の場合、カード利用者は、販売店との間で商品を購入する際には 1 回払の契約を結んでおり、その後、カード発行会社との間で支払条件を変更するものであるから、1 回払であるがゆえに割賦販売法の適用はないとの前提でカード利用者取引した販売店が、その後自らが気づかり知らぬところでカード利用者が行った「あとリボ払」への変更によって、割賦販売法の規制を受ける結果となるのは、

いかにも酷だからである。

- (4) では、以上のごとく、(1)「多数当事者型」取引に対して割賦販売法の「支払停止の抗弁」を適用することが疑問視され、(2)「カード会員規約」の法的性質論から抗弁の対抗を導くことも困難であり、(3) 国際ブランドや「あとリボ払」への割賦販売法の適用が否定されるとなれば、カード利用者の保護は、どのような形で図られるべきか。

この点に関しては、国際ブランドの採用しているチャージ・バック制度（カード発行会社が、加盟店の取引の不正に対して、加盟店からの支払請求を拒否し、あるいは加盟店管理会社に対して既払代金の返還を請求できる制度）の活用が、最も妥当かつ有効であると考えられる。

Visa、MasterCard は、チャージ・バック可能な事由として、契約の不成立、無効、取消し、解除、債務不履行のほとんどを認めていることから、カード利用者が、カード発行会社に対し、チャージ・バックの行使を求めることを通じて、利用者の保護は図ることができる。

### 「終章」

終章では、以上の考察内容につき、その要約が行われ、今日主流となっている「多数当事者型」のクレジットカード取引においては、「第三者型」を念頭に置く割賦販売法の「支払停止の抗弁」の規定は、その適用の根拠を欠くこと、この点は、債権者（Creditor）と供給者（Supplier）の共同責任を規定するイギリス消費者信用法 75 条も同様であり、さらに、イギリスにおいては、同条の存在がクレジットカード取引の発展を阻害していること、これに対して、アメリカにおいては、国際ブランドの定めるチャージ・バックの制度が、カード発行会社・加盟店管理会社・加盟店の三者の関係を超えて、カード利用者の保護手段として機能していること、そして、今日のわが国においても、アメリカと同様、チャージ・バック制度を活用することが、カード利用者保護の方法としては最も現実的であり、また、悪質な加盟店排除の方策としても有効である旨が説かれる。

### 【評価】

- (1) 本論文の著者は、日本の大手信販会社の執行役員・法務部長を務めた後、現在、同社の総合研究所の執行役員・専務取締役の職にある人物で、本論文のテーマに関しても、すでに複数の論稿を業界雑誌等で公表している、斯界の第一人者である。その集大成ともいえるべき本論において、著者は、豊富な実務経験に裏打ちされた、数々の斬新な視点からの考察を展開する。本論文における、著者の考察の卓越した点を挙げれば、以下の通りである。

第 1 に、とりわけ実務関係の基礎資料・データの参照・引用が豊富であり、また、それらの資料・データの分析や評価に関しても、専門実務家だけに可能な、現場体験に根差した、独自性に富んだ内容となっている。同じ法社会学的な考察であっても、学者の行う文献学的な資料の収集・分析の手法からは把握できないものが、著者には見えている。

第 2 に、基本的な問題意識の部分におけるバランス感覚が、非常に新鮮である。学者の理論は、「クレジットカード取引における利用者保護」という本論文の表題から、もっぱら利用者の保護拡大の方向性のみを考える。だが、これに対して、本論文の著者は、カード発行会社と加盟店管理会社とが分離している今日の「多数当事者型」のクレジットカード取引において、関係当事者（カード利用者・カード発行会社・加盟店管理会社・加盟店）にどのような内容のリスクないし責任を分配させることが公平・妥当か、という基本的視点に立って考察を進める。著者は、これら関係当事者のうちカード発行会社に勤務しているが、しかし、著者の視点は、関係当事者の全員に対して等しく中立的であり、著者の記述を読み進めていくうちに、もっぱらカード利用者の保護のみを念頭に置く、消費者法学的発想が、むしろ偏頗であるように思われてくる。

第 3 に、カード利用者の保護のあり方に関する最終的な結論が、非常に穏当で、現実的である。これは、著者が実務の現場の最前線にいて、実際問題として実現可能な「落とし所」をわきまえているためであろう。イギリスやアメリカの制度を考察する際にも、著者の関心は、法理論よりも、運用の際の障害や、事実的な利害関係の側に向けられている。日本の今日におけるクレジットカード取引の法構造や、カード会員規約の法的性質の理解に関しても、学者の行う概念法学的な論争に対して、議論の実益に懐疑的である。一方、著者は、カード利用者の保護は、チャージ・バック制度の運用によって十分対応可能であるとして、立法による解決に対しても消極的である。この点は、法理論の自己完結的な美しさを求める学者の側からすれば、微温的で物足りなく感ずるかもしれないが、しかし、この現実主義的な対応が、日々の現場を動かしている実務家からすれば、自然に導かれる結論なのだろう。こうした実務家と学者の間の意識・感覚の「ずれ」について気づかされる点においても、本論文は大きな価値を有している。なお、チャージ・バック制度が有効に機能すれば、加盟店管理会社は、カード発行会社から既払代金の返還請求を受けないように、加盟店管理を徹底するようになり、加盟店においても、カード発行会社から支払拒絶されないよう、顧客との間で適切な契約を結ぶ努力をするようになる、との発想も、新たな立法や条文解釈を通じての規制のみを念頭に置く、学者の目からは新鮮に映るだろう。

- (2) もっとも、以上に述べた本論文の特筆すべき個所は、これをそのまま不満を覚える個所に置き換えることができるかもしれない。

第 1 に、著者が、クレジットカード取引やカード会員規約の法的性質に関する従前の概念法学的な議論に価値を見出していないことに対応して、法解釈学関係の文献の参照が、実務関係の文献参照と比較して少ない。また、従前の解釈学領域における学説の対立に関しても、その当否の判断に立ち入っていない論点もある。

第 2 に、その一方で、本論文では、立法論や解釈論に立ち入ったが故に、かえって疑問が生じてしまった個所もある。たとえば著者は、チャージ・バック制度の活用というすこぶる現実的な「落とし所」を提示しつつ、国際ブランドによって若干異なるチャージ・バック事由につき統一化・平準化の必要との関係で、最大公約数的なチャージ・バック事由を、割賦販売法の中に規定することを提案する。しかし、国際ブランドのクレジットカードについては、そもそも割賦販売法の適用がないとするのが、著者の前提だったはずである。おそらくは、現行の割賦販売法を、イギリスやアメリカと同様の、1回払の信用取引も含めた総合的な消費者信用法典に再編することを想定しての立論と解されるが、しかし、そうした大胆な立法の改変に対して、著者は基本的に謙抑的であるため、結果的に、論旨がいささか不明瞭なものになっている。

なお、著者の問題関心の中心が、文献から間接的に得られる机上の知識ではなく、実務の現場における生の現実に向けられていることとも関係しているのであろうか、文献引用・表記方法の不備や、イギリス・アメリカの法令名についての訳語の不統一、さらには誤植や日本語表現に不自然な部分がある点が、いささか気になった。しかしながら、こうした形式的な瑕瑾は容易に補正が可能であり、一方、本論文は、今日のクレジットカード取引の問題点を解明した業績として高い価値が見出されることから、博士（法学）の学位授与の水準を超える優れた研究であるとの結論において、論文調査委員全員の意見の一致を見た。